事後審査型制限付一般競争入札の執行について

統一地方選挙用選挙公報配布業務に係る事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり執行する。

なお、統一地方選挙関連の本市補正予算が成立しなかった場合は入札の執行を停止するものとする。

令和８年11月16日

大阪市行政委員会事務局長　武富　康彦

本業務は、令和９年執行予定の統一地方選挙に係る選挙公報配布業務を委託するものである。

１　担当課

〒530-8201 大阪市北区中之島１丁目３番20号（大阪市役所４階）

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課

電話（06）6208-8515　　電子メール　vg0008@city.osaka.lg.jp

２　入札に付する事項

（１）業務名称

統一地方選挙用選挙公報配布業務委託

（２）委託期間

契約日から令和９年４月21日まで

（３）業務内容

大阪市内全世帯に選挙公報を実質４日間で配布する。

今回配布部数（概数）　180万部

直近配布実績　　約168万部

３　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当した者は、入札に参加することができる。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第１項において準用する同令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

（３）入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

（４）令和７・８・９年度本市入札参加資格者名簿に承認種目「04広告　02広告代行」又は

「03運搬請負　03梱包・発送」において承認されていること。

（５）本件業務またはこれに類似する業務について、本件業務と同程度の業務実績があり、本件業務の遂行能力があると認められること。

4　仕様書等の交付

ホームページによる。

5　質問事項の受付・回答について

（１）質問はメールにより提出すること。提出先は「１　担当課」に同じ。

（２）質問の受付は、公告の日から令和８年11月25日（水）の午後５時30分までとする。

締切り以降の質問については、受け付けない。

（３）受け付けた質問については、本市ホームページの行政委員会事務局業務委託等入札案件の「質問への回答」欄に、令和８年12月２日（水）までに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

6　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除

（２）契約保証金　要　ただし大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第37条第１項第１号又は第３号の規定に該当する場合は免除する。

（３）保証人　不要

7　入札の無効

（１）　大阪市契約規則第28条第１項の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（２）　申請書類に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

8　入札執行日及び場所

（１）入札執行日時　　令和８年12月15日（火）　午前11時00分

（２）入札執行場所　　大阪市北区中之島１丁目３番20号（大阪市役所地下１階 北東側）
大阪市行政委員会事務局委員室

9　入札参加資格の審査及び落札者の決定

（１）開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。

（２）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が２者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が２者以上あるときは、開札時にくじによって第３位までの審査順位を決定する。ただし、第４位以降の審査順位を定める必要がある場合は、当該入札者に通知し、第３位までと同様にくじによって審査順位を定める。

（３）落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。

（４）前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

① 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。

② 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし（３）の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が２者以上あるときは、（２）の審査順位により落札候補者とする。

（５）（３）の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、開札日（（４）②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日（翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ）の勤務時間（職員の勤務時間等に関する規則第２条第２項に定める勤務時間。以下同じ）内に提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。(資格審査資料の提出の必要がない案件についても同期限まで(開札日と同日に落札決定を行うものについては、開札日の午後４時までとする。再度入札となった場合は午後５時までとする。）に限り理由書（落札候補者用）の提出を受付け、大阪市がやむを得ない理由であると認めた場合は当該落札候補者のした入札を無効とし、停止措置は行わないものとする。）

（６）（４）②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。

（７）開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

（８）開札後から落札決定までに、入札参加者が次の項目に該当した場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。

② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。

（９）落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。

10　落札の決定日

原則として、落札の決定日は開札日（再度入札の場合は、その開札日）の翌日から起算して、５日（大阪市における執務の休日を除く。）後とする。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合等は、必要な審査・調査を行ったのち決定するものとする。

11　その他

（１）落札者決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行なわないものとする。

（２）契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。